

## 住民票コード確認書交付要綱

(目的)

第1条 住民票コードの忘失、住民票コード通知書の紛失等の理由により、市民から自己及び同一世帯員の住民票コードを確認したい旨の申出があったときの通知方法を定めることを目的とする。

(通知方法)

第2条 住民票コード通知票を出力し、住民票コード、氏名及び出力年月日以外をマスキングしてコピーしたものを住民票コード確認書として交付する。

(住民票コード確認書交付の条件)

第3条 住民票コードは、住民票コードを忘失し、又は、住民票コード通知票を紛失したときに交付する。

2 住民票コードの交付は、申出人が、市役所、庄内出張所及び新千里出張所で行う。

3 住民票コード確認書の申出が、郵送により行われたときは、住民票コード確認書を、本人の住所地に郵送することにより交付する。ただし、本人の勤務先等に送付してほしい旨、申出書に記載し、かつ、送付先を確認できる資料を添付して請求したときにあつては、住民票コード確認書を当該送付先に郵送することによって交付することができる。

(交付の手順)

第4条 窓口で住民票コード確認書が申出されたときは次のとおり処理する。

(1) 申出人から住民票コード確認書交付申出書(様式1)の提出と本人確認書類の提示を受ける。(代理人が申出た場合、代理人の本人確認書類の提示を受け、代理権限を有することが確認できる書類の提出を受ける。)

(2) 住民票コード確認書交付申出書の記載事項を点検し、戸籍及び住民基本台帳等の事務における本人確認の事務処理手順を定める要綱の規定による本人確認を行い、本人同意の上で本人確認書類を複写する。

(3) 申出人に本人確認書類を返却し、番号札を手渡す。(代理人が申出た場合、請求者本人の住所あてに送付するため、その旨の説明をした後、郵送する。)

(4) 端末により実在確認をした上、住民票コード通知票を出力する。

(5) 出力した住民票コード通知票の上に住民票コード確認書切抜書式(様式2)をあて、複写する。

(6) 複写内容を職員2人以上により点検確認する。

(7) 番号札と交換に住民票コード確認書を交付する。

(8) 住民票コード確認書交付申出書に本人確認書類の複写を添付し、住民票コード通知票は直ちにシュレッダーで廃棄する。

2 郵送で住民票コード確認書の申出があったときは次のとおり処理する。

(1) 申出人から送られてきた申出書(便せん書き可)の記載事項を点検し、戸籍及び住民基本台帳等の事務における本人確認の事務処理手順を定める要綱の規定により本人確認を行う。

(2) 端末により実在確認をした上、住民票コード通知票を出力する。

(3) 出力した住民票コード通知票の上に住民票コード確認書切抜書式(様式2)をあて、複写する。

- (4) 複写内容を職員 2 人以上により点検確認する。
- (5) 本人の住所あてに住民票コード確認書を郵送する。
- (6) 住民票コード確認書交付申出書に本人確認書類の複写を添付し、住民票コード通知票は直ちにシュレッダーで廃棄する。

(無料交付)

第 5 条 住民票コード確認書の交付手数料は無料とする。

附 則

この要綱は、平成 16 年 3 月 10 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 1 月 19 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 2 日から実施する。